

○財務省告示第百五十二号

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報保護に関する法律第五十二条ならびに個人情報の保護に関する法律施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項を委任する件（平成十七年財務省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
一 委任する権限及び委任を受ける職員の官職	一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員 の官職

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、個人情報保護委員会が財務大臣に、法第四十条に規定する権限を委任した場合においては、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任する。

国税庁 財務局 (財務支局を含む。)	国税庁長官 財務局長 (財務支局にあつては、財務支局長)
税関 沖縄地区税関	税関長 沖縄地区税関長

二 委任の期間

財務大臣の所掌に係る法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

国税庁 財務局 (財務支局を含む。)	国税庁長官 財務局長 (財務支局にあつては、財務支局長)
税関 沖縄地区税関	税関長 沖縄地区税関長

二 委任の効力の発生する日

個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十三条第一項の規定により個人情報保護委員会が定めた委任の間

平成十七年四月一日

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。